

令和5年度後期監査報告書(指定管理者監査)措置状況通知

後期監査の結果に基づく措置等の状況通知<後期監査報告書(令和6年3月21日)>

「処理」の実施状況

【A：実施済又は決定済】 基準日までに「処理」を実施したもの、又は基準日までに「処理」を実施することを決定したもの 1件  
 【C：実施しないことを決定済】 基準日までに「処理」を実施することはできるが、何らかの理由により実施しないことを決定したもの 1件  
 【D：実施することができない】 基準日までに手段が無く「処理」を実施することができないことを確認したもの 1件

「再発防止策」又は「改善策」の実施状況

【A：実施済又は決定済】 基準日までに「再発防止策」又は「改善策」を実施したもの、又は基準日までに「再発防止策」又は「改善策」を実施することを決定したもの 3件

○指定管理者監査

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
1	地域振興部	旭支所	株式会社旭高原	株式会社旭高原	経理処理及び財産管理	【指摘】 臨時アルバイトに日給を支給する際に、日額表の乙欄を使用して源泉徴収税額を計算しているが、徴収税額が過少となっているものがあった。	24頁	1	D：実施することができない	令和5年12月29日に1名のアルバイトから正規の源泉額を求め、令和6年1月10日に税務署に1名分のみ不足分を納税したが、他のアルバイト分は回収が不能と判断した。同日税理士とも相談し、不足分はアルバイトの確定申告で修正されるため、会社が負担する理由がないものと判断した。	A：実施済又は決定済	令和5年12月4日、当日現金支給する際においても、2人で確認を行って支給するよう決定した。 令和6年2月5日、再発防止と注意喚起のため、実務担当者に対して源泉徴収税の計算方法について社員研修会を行った。	令和6年3月31日
2	地域振興部	稲武支所	株式会社どんぐりの里いなぶ	株式会社どんぐりの里いなぶ	指定管理者による管理運営業務	【指摘】 基本協定書第12条第2項において、日常的な小規模修繕等については1件50万円以下の案件に限り指定管理者が実施し、緊急やむを得ない場合は1件50万円を超える案件についても協議の上で指定管理者が実施することができると規定されている。 指定管理者は、緊急対応を要する修繕として口頭にて相談した上でロッカー等修繕を113万円余で行ったが、協議に関する記録が残されていなかった。双方にて適切に協議したことを文書に残す必要がある。	24頁	1	A：実施済又は決定済	事実確認を行い、令和5年12月14日付で協議書を作成し、保管した	A：実施済又は決定済	令和5年12月15日から1件50万円を超える修繕が発生した場合、指定管理者の担当から社長に報告。 社長から稲武支所に相談・協議することとし、稲武支所の担当は一報として、担当長と副支所長に報告するとともに、協議書(案)を作成することとした。その後、指定管理者と協議書を共有し、年度末の指定管理料の清算時に協議書を再確認する。 なお、令和5年度に指定管理者が行った小規模修繕で1件50万円を超える案件は発生していない。	令和6年3月31日

令和5年度後期監査報告書(指定管理者監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
3	地域振興部	下山支所	株式会社香恋の里	株式会社香恋の里	協定内容	<p>【指摘】 香恋の館と山遊里では指定管理事業と自主事業を行っており、指定管理事業については、市からの指定管理料で運営している。面積割合により指定管理事業と自主事業に係る費用の割合を決めているが、基本協定書及び年度協定書にはそのことが明示されていなかった。 協定書で指定管理事業と自主事業の割合を明示する必要がある。</p>	25頁	1	C：実施しないことを決定済	令和4年度決算は確定しているため修正しないことを令和5年12月11日に決定した。	A：実施済又は決定済	令和6年度から、指定管理事業及び自主事業における経費の負担割合について、面積割により負担する規定を年度協定書に定めることとした。	令和6年3月31日